

感染症に罹患した場合の注意事項

みなさんが、学校保健安全法に定められた学校感染症と診断された場合、感染拡大を防ぐため、同法に準じ、登校せず療養するよう周知しています。

[学校保健安全法に定める学校感染症一覧](#) (p2)

1 学校感染症と診断されたら

次の項目を記入の上、速やかにメールか電話で保健管理センターに連絡してください。

メール連絡の場合、件名を「学校感染症報告」としてください。

項目：(1) 学籍番号・氏名 (2) 診断された病名 (3) いつからその症状があったか
(4) 連絡先・電話番号 (5) 最後に大学に登校した日

<保健管理センター連絡フォーム> ⇒ <https://www.kansai-u.ac.jp/global/top/faq.cgi?id=505>

※上記フォームよりメールが送信できない場合は下記のアドレスにメールを送信してください。

<保健管理センターメールアドレス> ⇒ hokekan@ml.kandai.jp

※メールが送信できないなど電話で連絡する場合

保健管理センター 06-6368-1175	高槻キャンパス保健室 072-690-2170	ミューズキャンパス 保健センター 072-684-4120	堺キャンパス保健室 072-229-5090
--------------------------	----------------------------	-------------------------------------	---------------------------

2 治療後の手続き (欠席した期間の授業・到達度の確認・定期試験で配慮を求める場合)

(1) 治癒後の登校時、医療機関において証明された「感染症治癒・登校許可証明書」または「診断書」を保健管理センターに提出してください。(「[感染症治癒・登校許可証明書](#) (p3)」は本学所定の様式、「診断書」は医療機関所定の様式です)

(2) 下記部署において欠席した授業・到達度の確認・定期試験についての手続きを行ってください。

	授業に関して	到達度の確認・定期試験に関して
千里山キャンパス	各学舎の授業支援ステーション	教務センター
高槻キャンパス	総合情報学部オフィス	総合情報学部オフィス
ミューズキャンパス	ミューズオフィス	ミューズオフィス
堺キャンパス	堺キャンパス事務室	堺キャンパス事務室

※専門職大学院に関しては、専門職大学院事務グループにて行います。

なお、試験に関する取り扱いについてはインフォメーションシステムの「試験システム」で詳細を確認してください。(試験時間割発表時にお知らせします[春学期：7月上旬・秋学期：12月上旬])

以上

<学校保健安全法に定める学校感染症>

	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルス)	
	中東呼吸器症候群 (ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス)	
	特定鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)	
	新型インフルエンザ等感染症	
	指定感染症	
新感染症		
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

※平成27年1月27日改正

感染症治療・登校許可証明書の記入について(ご依頼)

学校保健安全法に定められた学校感染症罹患の本学学生について、診断内容等を下記にご記入いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先：関西大学 保健管理センター TEL06-6368-1175

感染症治療・登校許可証明書

学籍番号

氏名

上記の者は、下記の疾病が治癒し、感染のおそれがないので、登校してよいことを証明します。

感染症名(該当欄に○印をつけてください)

病名	出席停止期間	
第一種感染症:[]	治癒するまで	第一種
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	第二種
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで	
風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで	
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消退した後2日を経過するまで	
結核	感染のおそれがないと認められるまで	第三種
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
その他の感染症:[]	医師が感染のおそれがないと認めるまで	

発症日 年 月 日

登校許可日 年 月 日 から

年 月 日

医療機関名・住所

医師名

印

【学生はこの証明書を、保健管理センターに提出してください】

* 感染症報告書による情報について、関西大学は原則として第三者への開示をいたしません。

但し、学内集団感染において緊急を要する場合、法令に基づく場合、本人の生命・身体・財産を保護するために必要がある場合など、本人の同意を得ることが困難であるときはこの限りではありません。

保健管理センター 受付印